

工場立地法検討小委員会の開催に至った背景

平成24年3月12日

経済産業省

工場立地法における太陽光発電施設については、これまでも、その時々状況を踏まえた改正を行ってきたところ。

平成22年の産業構造審議会地域経済産業分科会工場立地法検討小委員会（以下、「工場立地法検討小委員会」という。）では、電気供給業以外の者が、直接製造・加工を行う工程とは別に、これらに附帯して設けた用役施設としての太陽光発電施設について、その設置効果が、周辺の地域住民との精神的な融和機能を有することから、環境施設に位置づける改正を行った。

その後、東日本大震災による電力需給逼迫を契機とし、再生可能エネルギーの利用の重要性が一段と高まってきたことを背景に、太陽光発電施設の設置件数は急激に増えてきた。さらには、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」（以下、「再生可能エネルギー特別措置法」という。）が、平成24年7月1日に施行されることに伴い、加速的に太陽光発電施設の設置の増加が見込まれたことから、平成23年11月に工場立地法検討小委員会を開催し、工場立地法における太陽光発電施設の生産施設面積率に係る取扱いについて、敷地に対して設置が可能である生産施設の面積の割合の上限を50%から75%へ引き上げる告示改正を行った。

こうした動きを経て、太陽光発電施設が様々な場所や形態で急速に普及することに伴い、設置実績が蓄積されてきた。他方で、工場立地法における太陽光発電施設の取扱いについて、再生可能エネルギー特別措置法施行を見据えた事業者からの規制緩和要望や、行政刷新会議における規制改革において重要な課題として位置づけられている等、見直しを求める声が高まってきた。こうした状況を踏まえ、工場立地法検討小委員会を開催し、工場立地法における太陽光発電施設の取扱いについて検討する。